

「第6次東大和市地域福祉計画」(案)(令和3年度～8年度)

に対するパブリックコメントを実施します。

「第6次東大和市地域福祉計画」(案)は、地域福祉の推進を目指して平成5年度から策定している地域福祉計画の第6次の計画となるものです。計画期間は令和2年度から令和8年度までの6年間であり、令和2年度中に策定することとなっております。このたび、「第6次東大和市地域福祉計画」(案)をとりまとめましたので、お知らせするとともに、市民及び事業者等の皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 目的

平成5年に「東大和市地域福祉計画」(計画期間：平成6年度から平成12年度)を策定し、その後、計画期間が終了する毎に国の基本的な指針や東京都の基本的な考え方を踏まえて内容の見直しを図ってまいりました。このたび、「第5次東大和市地域福祉計画」の計画期間終了にあたって、「第6次東大和市地域福祉計画」(案)(計画期間：令和3年度から令和8年度)を策定することとなりました。

2 内容

基本事項として下記の事項を記載しています。

【1 総論】

- ◎ 計画策定の背景と計画の役割
- ◎ 第6次地域福祉計画の位置づけ
- ◎ 福祉分野の計画と期間
- ◎ 計画の策定・推進体制

【2 地域福祉をめぐる状況】

- ◎ 人口と世帯の状況
- ◎ 要介護(要支援)認定者数・認定率の状況
- ◎ 障害者手帳所持者の状況
- ◎ 生活保護受給状況
- ◎ 地域福祉計画に関するアンケート調査結果
- ◎ 主な自主活動組織

【3 理念と目標】

- ◎ 基本的な考え方
- ◎ 基本理念
- ◎ 基本目標
- ◎ 施策の体系

【4 基本計画】

- ◎ 基本目標 1 地域共生社会を目指す保健・福祉施策の総合的な推進
- ◎ 基本目標 2 包括的支援体制の推進
- ◎ 基本目標 3 地域活動への住民参画の促進
- ◎ 基本目標 4 福祉の環境づくりの推進
- ◎ 基本目標 5 福祉のまちづくりの推進

【5 成年後見制度の更なる利用促進】

- ◎ 成年後見制度の更なる利用促進をするにあたって
- ◎ 現状から見えた課題
- ◎ 成年後見制度の利用を促進するための事業
- ◎ 関連事業

【6 計画を推進するために】

- ◎ 1 協働による地域福祉の推進
- ◎ 2 計画内容の周知
- ◎ 3 計画の進行管理・評価

3 「第6次東大和市地域福祉計画」(案)に対する基本的な考え方

- (1) 本計画は、社会福祉法に規定のある「市町村地域福祉計画」に該当するものであり、東京都が定めている「東京都地域福祉支援計画」に基づいた方針を踏まえた内容としています。
- (2) 前計画の「第5次東大和市地域福祉計画」の計画期間である平成27年度から令和2年度までの6年間の間にあった社会福祉法の改正点を計画に反映しています。特に地域福祉計画が他の福祉計画の上位計画としての位置づけとなることに変更があったことから、従来までの地域福祉計画で取組のあった内容以外に、新しく市の他の福祉計画を計画内に含有する形で計画の策定を行い、施策の体系を見直しています。
- (3) 本計画の期間中に、特に重点的に取り組む項目として、以下の重点を掲げます。
 - ①保健・福祉施策の総合的な推進（他の福祉計画を含む）
 - ②地域共生社会を実現するための包括的支援体制、及び重層的支援体制の整備
 - ③成年後見制度の更なる利用促進

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

令和2年12月4日（金）から令和3年1月4日（月）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

(1) 東大和市公式ホームページ（市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント）

(2) 文書閲覧 福祉部福祉推進課（東大和市役所2階5番窓口）

福祉部高齢介護課（東大和市役所2階6番窓口）

福祉部障害福祉課（東大和市役所1階9番窓口）

福祉部健康課（東大和市立保健センター）

市内公民館・市内市民センター、総合福祉センターは～とふる

7 市民説明会

第1回 令和2年12月19日（土）午前10時～正午 市役所会議棟第1・2会議室

第2回 令和2年12月21日（月）午後1時～午後3時 市役所会議棟第1・2会議室

※定員15名【事前申込が必要です。】

（電話 042（563）2111 内線1131：福祉部福祉推進課）

※手話通訳が必要な場合は事前に申し込んでください。

（FAX 042（563）5930）

8 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

福祉部福祉推進課（電話042（563）2111 内線1131）

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

・書面の持参 福祉部 福祉推進課（東大和市役所2階5番窓口）

・郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市福祉部福祉推進課宛て

・FAX 042（563）5930

・電子メール fukushisuishin@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 本計画に利害関係があると認められる個人

利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
キ 本計画に利害関係があると認められる法人等

利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

9 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和3年1月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

10 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。